

## 基本的な考え方

- ①緊急事態宣言下も含め、感染拡大防止対策を講じながらサービス提供が継続されることが必要。
- ②需要減に伴う減収から財務面で事業存立基盤が揺らいでいる事業者について、事態収束後にサービス提供の継続が困難となる事態を回避することが必要。
- ③事態収束後は、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、ビジネスモデル面も含め円滑な移行に向け準備することが必要。



業種横断型の融資・交付金・助成制度に加えて、国土交通省独自の補助制度を組み合わせる支援する。

### 1. 従業員と利用者の感染防止の徹底

- ICTを活用した自動車運行管理等の非接触化・リモート化(1次補正)
- 「地域公共交通における感染拡大防止対策」(2次補正)
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「公共的空間安全・安心確保事業」メニューの活用支援

### 2. 事業者における当面のキャッシュの確保

- 「日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資」等の活用支援
- 「持続化給付金」の活用支援
- 「雇用調整助成金」の活用支援

### 3. 財務力が脆弱な事業者の経営行き詰まりの回避

- 「地域公共交通における感染拡大防止対策」(2次補正)
- 「地域公共交通確保維持改善事業」の補助要件の緩和等
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「公共交通応援事業」メニューの活用支援
- 「雇用調整助成金」の活用支援

### 4. 外出自粛終了後の運賃収入V字回復の確保・将来型設備投資の促進

- 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」(1次補正)
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「公共交通応援事業」メニューの活用支援
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「地域公共交通機関の高度化支援事業」メニューの活用支援

### 5. 新たなサービス・ビジネスモデルへの円滑な移行

- 「地域公共交通における感染拡大防止対策」(2次補正)